3　安全管理専門官は、消費・安全課の所掌事務に関し、肥料、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに輸出入植物の検疫に関する情報の収集及び提供に係る専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十四課及び三室並びに技術検査官四人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術対策官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官、営繕技術専門官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

管理課
用地課
防災課
情報通信技術室
技術管理課
港湾計画課
港湾建設課
空港整備課
港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課
河川課
道路建設課
道路管理課
建設工務室
営繕課
営繕監督保全室

（防災課の所掌事務）

第六十二条　防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

［号を削る。］

［項を加える。］

（開発建設部に置く課等）

第五十九条　開発建設部に、次の十五課及び三室並びに技術検査官五人、防災通信官、災害査定官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、港湾空港技術対策官、港湾空港事業執行管理官、用地計画官、用地官、営繕技術専門官及び営繕監督官それぞれ一人を置く。

管理課
用地課
防災課
情報通信技術室
技術管理課
港湾計画課
港湾建設課
空港整備課
港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課
河川課
流域調整課
道路建設課
道路管理課
建設工務室
営繕課
営繕監督保全室

（防災課の所掌事務）

第六十二条　防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

三　防災システムの整備及び管理に関すること。

［号を削る。］

三　［略］

（情報通信技術室の所掌事務）

第六十二条の三　情報通信技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電気通信施設（港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の整備計画及び調査に関すること。

二　電気通信施設（港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の整備の実施計画、施工、監督及び検査に関すること。

三　電気通信施設（港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の運営及び保守に関すること。

四　電気通信施設（港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の整備に関する設計基準の設定に関すること。

五　電気通信施設（港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の使用に係る保安に関すること。

六　災害対策用機械類に関する調査及び統計に関すること（建設工務室の所掌に属するものを除く。）。

七　前号に掲げるもののほか、災害対策用機械類（港湾計画課、港湾建設課、空港整備課及び建設工務室の所掌に属するものを除く。）に関すること。

八　［略］

［号を削る。］

四　災害対策用機械類に関する調査及び統計に関すること（建設工務室の所掌に属するものを除く。）。

五　前号に掲げるもののほか、災害対策用機械類（港湾計画課、港湾建設課、空港整備課及び建設工務室の所掌に属するものを除く。）に関すること。

六　［同上］

（情報通信技術室の所掌事務）

第六十二条の三　情報通信技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電気通信施設（防災課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の整備計画及び調査に関すること。

二　電気通信施設（防災課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の整備の実施計画、施工、監督及び検査に関すること。

三　電気通信施設（防災課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の運営及び保守に関すること。

四　電気通信施設（防災課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の整備に関する設計基準の設定に関すること。

五　電気通信施設（防災課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除き、電子機器、自家用電気工作物を含む。）の使用に係る保安に関すること。

［号を加える。］

六　［同上］